

# 引っ越しの際の届け出はお済みですか？

3月30日(月)～4月3日(金)・6日(月)は、  
住民票の異動のみ夜7時まで届け出できます。

表中の※にある書類をお持ちください。ご不明な点は電話で確認の上、お越しください。  
本誌全市版26、31ページもご覧ください。詳細 豊平区役所 ☎822-2400 (代表)

手続き内容	転出 (豊平区→市外)	札幌市内・豊平区内での転居
住所など	[詳細] 戸籍住民課 (区役所1階)	
住所の変更 (住民票の異動)	転出届→転出前または転出した日から14日以内。 転出先の住所が必要です (最低でも市区町村名まで)。 ※届出人の本人確認書類 (免許証・保険証など)	転入・転居届→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。正確な住所 (○番○号か○番地まで) を確認して届けてください。市内の他区へ異動する場合は、前住所地の区役所へ行く必要はありません。 ※届出人の本人確認書類 (免許証・保険証など)
印鑑登録	印鑑登録証の返還→登録は転出届により自動的に廃止になります。※印鑑登録証	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
転校 (小中学校)	在学証明書・教科書給与証明書を転出前の学校で発行してもらってください。	入校票をお渡ししますので在学証明書 (前の学校で発行) と併せて転校先に提出してください。
国民健康保険・国民年金など	[詳細] 保険年金課 (区役所1階)	
国民健康保険	脱退手続き、国民健康保険証の返還→転出前に (転出先で14日以内) に加入手続き。 ※国民健康保険証・納付通知書	住所変更手続き→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。国民健康保険証の差し替え。 ※国民健康保険証
介護保険	介護保険証の返還 (要支援・要介護に認定されている方には、介護保険受給資格証明書を発行します) ※介護保険証	住所変更手続き→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。介護保険証の差し替え。 ※介護保険証
後期高齢者医療	道内へ転出・市(区)内転居: 転入・転居届により新しい被保険者証が1週間程度で送付されます。 →同封の返信用封筒で古い被保険者証を返送。 道外へ転出: 被保険者証を返還し、負担区分等証明書の交付を受けてください。※被保険者証 転出先の市町村で新たに被保険者証が交付されます。	
国民年金	加入者	第1号被保険者と任意加入の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。 ※国外に転出される方・国外より転入された方は、区役所年金係にお問い合わせください。
	受給者	住所・支払機関変更届 (はがき) を異動先の年金事務所に郵送してください。詳しくは札幌東年金事務所 (白石区菊水1条3丁目 ☎831-0735) か、区役所年金係にお問い合わせください。
各種手当・福祉サービスなど	[詳細] 保健福祉課 (区役所3階)	
児童手当	消滅手続き (転出先で15日以内に新たに申請)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更手続き ※印鑑・手当証書など 転出先でも住所変更手続き	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※印鑑・手当証書など
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出先で住所変更手続き	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉乗車証・各種乗車券・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券の返還 ※上記乗車証・乗車券・利用券・助成券 転出先で住所変更手続き	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※手帳
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	市外に転出された方は、敬老優待乗車証のご利用はできません。 有効期限内の未使用の乗車証は返還できますので、区役所保健福祉課にお問い合わせください。	敬老優待乗車証はそのままご使用ください。
医療費助成 (子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭等)	受給者証の返還 ※受給者証 転出先で新たに申請	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※受給者証、健康保険証
市税	[詳細] 軽自動車税: 中央市税事務所 (中央区北2条東4丁目 ☎211-3076) 固定資産税: 南部市税事務所 (平岸5条8丁目 土地担当☎824-3917 家屋担当☎824-3918)	
軽自動車税	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	廃車手続き ※印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、届出人の本人確認書類 (免許証・保険証など)
	軽自動車 (四輪) 軽二輪 (125cc超 250cc以下)	軽自動車協会または運輸支局などで手続き (転出先の市区町村にお問い合わせください)
	自動二輪 (250cc超)	転出先の運輸支局で手続き
固定資産税	土地・家屋の所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください。 なお、札幌市内に土地・家屋をお持ちの方が市内で転居する場合は、連絡は不要です。	

\*水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター (☎211-7770) までお問い合わせください。

